

板橋産連

ニュース

第1157号
2014・10・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131
FAX(3962)0133
協力：板橋区

NEWS

- ◆ボウリング大会結果報告
- ◆厚生年金保険申請についてのご案内
- ◆東京都最低賃金改正のお知らせ
- ◆板橋・北区・都立産技研 共催セミナーのお知らせ
- ◆パートタイム労働法が変わります
- ◆板橋産連の主な予定とお知らせ

板橋産連ボウリング大会が行われました

さる、平成26年9月19日（金）、第56回板橋産連ボウリング大会がROUND1板橋店にて行われました。大会試合形式は3名1チーム、2ゲームトータルのスコアで競う大会ですが、産連独自のハンデキャップを用いて、どのチームも優勝する可能性が高い試合形式で開催されました。

青木厚生委員長による始球式で幕を上げた大会は、参加12チーム、36名による熱戦が繰り広げられました。結果は以下の通りです。

団体の部 (敬称略)

各賞	会社名	チーム名	成績(HCトータル)	HCトータル
優勝	新日鐵住金(株)	新日鐵住金A	973	-30
準優勝	共栄交通(株)	共栄交通A	951	10
第3位	信東建設(株)	信東建設(株)清涛会A	937	-80

個人の部 (敬称略)

各賞	会社名	チーム名	氏名	成績(HCトータル)	HCトータル
ハイシリーズ賞	(株)ホシカメ	ホシカメ	星亀 豊	370	10
2位	新日鐵住金(株)	新日鐵住金B	村山 千代志	363	0
3位	共栄交通(株)	共栄交通A	森田 隆介	347	-40



開会のご挨拶 青木厚生委員長



優勝された新日鐵住金(株)Aチームと青木厚生委員長

板橋区×北区×都立産技研 共催セミナーのご案内

◆ 躍動するものづくり 3Dプリンタ最前線 ◆

都産技研では、3Dデジタルものづくりへいち早く対応するため、3Dプリンタ（三次元造形装置）をはじめとする、さまざまな機器を本部や各支所で導入し、お客様のニーズにお応えしています。さらに、中小企業の方々が3Dプリンタで試作品制作（プロトタイピング）する際に、知っておくべき知識を解説した書籍を出版いたします（オーム社より9月26日発売。A5版、200頁、2,400円（税別））。

本セミナーでは、この書籍内容に準じた3Dプリンタによるプロトタイピングの解説と、この分野で先行して開発を行ってきた海外製（アメリカ、ドイツ）装置による製造現場への適用事例をご紹介します。



講座内容・スケジュール

時間	科目	講師
13:00~14:00	3Dプリンタによるプロトタイピング これから活用しようとする方が、知っておかなければならない知識について	東京都立産業技術研究センター 多摩テクノプラザ 電子・機械グループ長 阿保 友二郎 氏
14:00~15:00	最新3Dプリンタの実力と今後の可能性 アメリカ発、プロダクション3Dプリンタによる小ロット多品種生産の適用事例	株式会社スリーディー・システムズ・ジャパン プロダクション・プリンティング・システムズ 春日 寿利 氏
15:00~16:00	レーザー焼結技術を用いたアディティブ・マニファクチャリングの最前線 ドイツのEOS社の開発によるレーザーを使用した粉末積層法の適用事例	株式会社NTTデータエンジニアリングシステムズ AMビジネスユニット 事業戦略課 前田 寿彦 氏

◆日時 平成26年10月9日（木）13:00～16:00

◆場所 ハイライフプラザいたばし 東京都板橋区板橋1-55-16

◆受講料 3,400円 ※受講料には【3Dプリンタによるプロトタイピング】書籍代 2,400円（税別）を含みます！

◆定員 80名

◆問合せ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 事業化支援本部技術経営支援室
〒135-0064東京都江東区青海2-4-10 TEL: 03-5530-2308

FAX: 03-5530-2318 Eメール: kenshu@iri-tokyo.jp

※詳細・お申込みは、下記都立産業技術研究センターHP 技術セミナー・講習会をご覧ください。

<http://www.iri-tokyo.jp/seminar/h26/141009kyosaiitabasi.html>

◆ 三次元測定機の基本的測定技術 ◆

◆日時 平成26年11月7日（金）14:00～16:30

◆場所 板橋区舟渡3-5-8 第一工場ビル 4F

◆受講料 無料

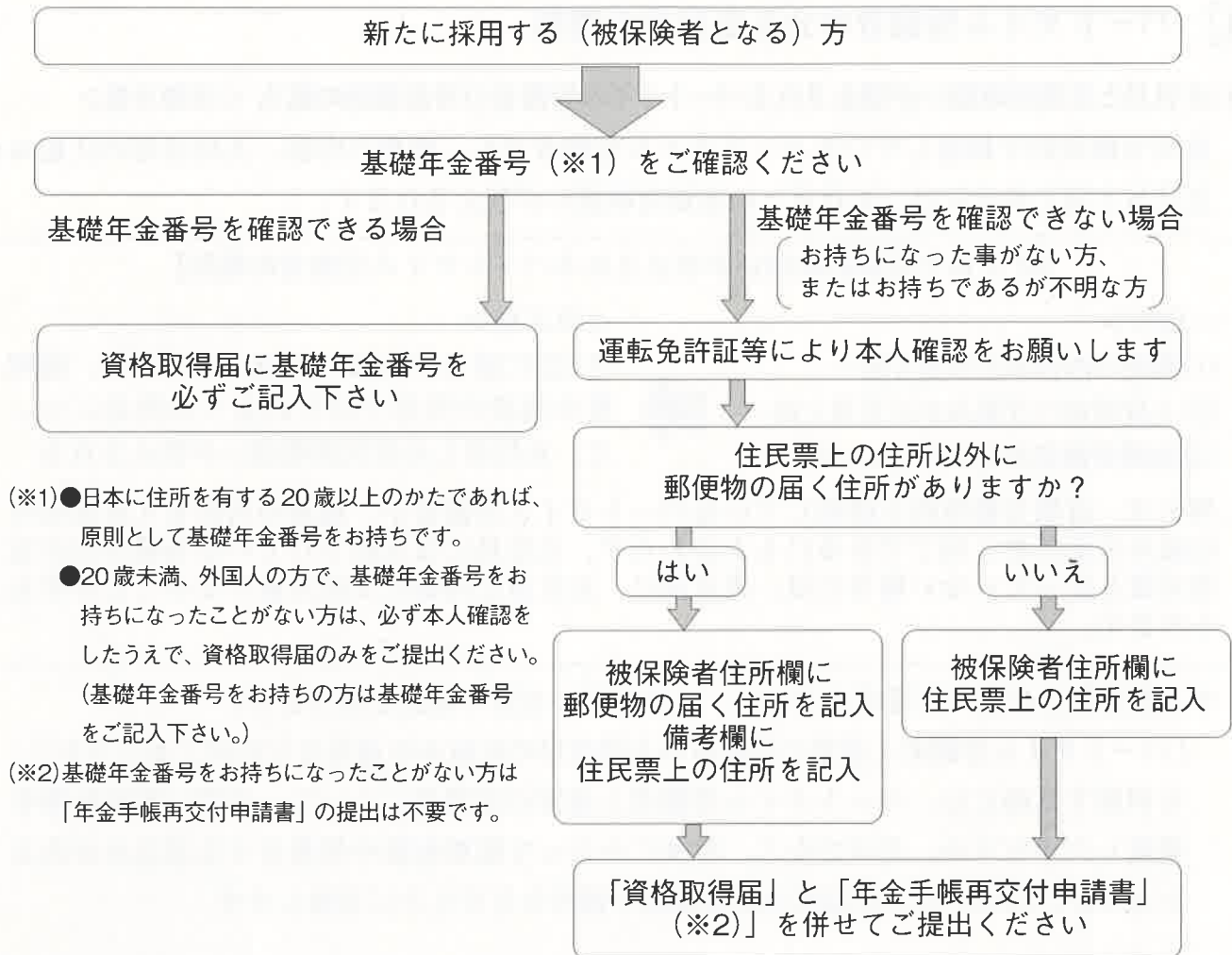
◆定員 10名（申込順・1社2名程度）

※詳細・お申込みは、下記板橋産業技術支援センターHPをご覧ください。

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/040/040523.html

厚生年金保険 資格取得時の本人確認事務の変更のお願い

平成26年10月より、マイナンバー（個人番号）の導入に向けた取り組みとして、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録します。このため、基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合については、資格取得届に住民票上の住所のご記入が必要となります。（フローチャート参照）



◆外国籍の方は「ローマ字氏名届」の提出をお願いします

平成26年10月より、外国籍の方の「厚生年金保険被保険者資格取得届等」を提出する際には、「ローマ字氏名届」の提出も合わせて必要になりました。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

【これまでの手続き】

「厚生年金保険被保険者資格取得届等」
+
「アルファベット氏名（変更）届」（外国籍の方について任意提出）

【平成26年10月からの手続き】

「厚生年金保険被保険者資格取得届等（※）」
+
「ローマ字氏名届」（外国籍の方について原則全員提出）

※他に厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届が対象となります

パートタイム労働法が変わります

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大 <法第9条>

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

【正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲】

<現行>

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している



<改正後>

- (1)(2)に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じであるにもかかわらず、正社員には支給されている各種手当の支給対象となっていない場合には、改正後は、正社員と同様に支給対象になることが考えられます。

※人材活用の仕組みと運用などとは、人事異動の有無や範囲を指します。

「パートタイム労働者と通常の労働者の人材活用の仕組みや運用などが同じかどうか？」を判断する際には、パートタイム労働者と通常の労働者について、実際に配置転換や昇進したかどうか、だけでなく、将来にわたって配置転換や昇進をする見込みがあるかどうか、について、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断します。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設 <法第8条>

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

(3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に <施行規則 第3条>

「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設 <法第14条第1項>

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。

パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務（法第14条第2項）と併せて、パートタイム労働者が理解できるような説明をしていく必要があります。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるかなど

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか（または、なぜ使えないのか）
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか など

(2) 説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止 <指針第3の3の(2)>

パートタイム労働者が法第14条第2項に基づく説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはなりません。不利益な取扱いを恐れて、パートタイム労働者が説明を求めることができないことがないようにすることが求められます。

(3) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設 <法第16条>

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談に対応するための体制整備の例】

相談担当者を決めて対応させる、事業主自信が相談担当者となり対応する など

(4) 相談窓口の周知 <施行規則第2条>

パートタイム労働者を雇入れときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」*が追加されます。

※相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など

【文書などによる明示事項】

<労働基準法で義務付けている項目>

- ・契約期間、仕事の場所・内容など

<パートタイム労働法で義務付けている項目>

- ・昇給、賞与、退職手当の有無
- ・相談窓口

(5) 親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇などについて <指針第3の3の(3)>

パートタイム労働者が親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由に、解雇などが行われることは適当ではありません。

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

(1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設 <法第18条第2項>

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主名を公表できることとなります。

(2) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設 <法第30条>

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

※パートタイム労働法に関するお問合せは、東京労働局雇用均等室（03-3512-1611）まで

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は平成26年10月1日から

時間額 888 円に改正されます。

都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳細は、東京労働局賃金課（03-3512-1614（直通）

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）まで

又は池袋労働基準監督署（03-3971-1257）にお問合わせ下さい。

また、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業の事業主の方々への支援策として、経営面と労働面の相談を専門家がワン・ストップで対応する無料相談窓口「東京都最低賃金総合相談支援センター」（03-5678-6488）を設置いたしました。

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

開催日	行事	備考
6月29日(日)～ 毎週日曜日	板橋産連野球大会	小豆沢、戸田野球場等 進行中
10月3日(金)～ 4日(土)	企業・施設見学会	カガミクリスタル(株) 茨城県
10月16日(木)	環境第2回研修会「PM2.5の現状および企業への影響と対策」	産連3階会議室 募集中
10月17日(金)	板橋産連親睦ゴルフ大会	久邇カントリークラブ
10月23日(木)	経営者セミナー（売上編1回目） 売上なんかいらない！利益が必要。そのための仕組みとは？倒産の主な原因は売上至上主義。利益至上主義の考え方	産連3階会議室 募集中
10月28日(火)	承継者セミナー（商品編3回目） 「でんかのヤマガチ」の一人勝ち戦略の詳細	産連3階会議室 募集中
11月10日(金)	救急救命講習	産連3階会議室 募集中

※板橋産連ホームページがリニューアルオープンしました。各種情報収集等にお役立て下さい